茨城県報　第１６５４号

平成17年３月17日

木　曜　日

目　　次

規　　則

ページ

◉茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例施行規則を廃止する規則（建築指導課）……2

（公 安 委 員 会）

◉茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則……2

◉交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則……4

（人 事 委 員 会）

◉職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則……10

告　　示

◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）……11

◉保安林の指定の予定（林業課）……12

◉道路の区域の変更（２件）（道路維持課）……12

◉道路の供用の開始（２件）（道路維持課）……13

◉電線共同溝を整備すべき道路（道路維持課）……14

◉事業計画の変更の認可（２件）（公園街路課）……14

◉事業計画の変更の認可（下水道課）……15

◉土地改良事業の適当決定（４件）（土地改良事業所）……16

（選挙管理委員会）

◉政治団体の設立届出……17

◉政治団体の届出事項の異動届出……18

◉政治団体の解散届出……19

◉資金管理団体の届出事項の異動届出……19

◉資金管理団体の指定の取消しの届出……19

◉資金管理団体でなくなった旨の届出……20

公　　告

◉県営土地改良事業計画の変更（３件）（農村計画課）……20

◉公共測量の実施（２件）（用地課）……21

◉大洗港港湾関連用地土地利用事業者の公募について（港湾課）……21

◉都市計画事業の施行者の名称等（２件）（公園街路課）……22

◉開発行為の工事完了（５件）（建築指導課）……23

◉道路の位置の指定（建築指導課）……24

◉都市計画法による命令（建築指導課）……24

正　　誤

◉平成16年12月21日付け茨城県報号外第175号中 ……25
◉平成17年３月10日付け茨城県報第1652号中……25

規　　則

茨城県規則第７号

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例施行規則を廃止する規則

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例施行規則（昭和47年茨城県規則第87号）は，廃止する。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（茨城県事務委任規則の一部改正）

２　茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第２　第１　地方総合事務所長の部第68項の３を削る。

（茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

３　茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年茨城県規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第15項を削る。

（公安委員会）

茨城県公安委員会規則第４号

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年３月17日

茨城県公安委員会委員長　幡　谷　定　俊

茨城県警察組織規則等の一部を改正する規則

（茨城県警察組織規則の一部改正）

第１条　茨城県警察組織規則（昭和46年茨城県公安委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第９条中第12号を第13号とし，第11号の次に次の１号を加える。

⑿　個人情報の保護に関すること。

第15条中第12号を第13号とし，第11号の次に次の１号を加える。

⑿　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

第25条の５第２項中「第８条第４項から第６項まで」を「第８条第４項，第６項及び第７項」に改める。

第27条の８及び第27条の９を削り，第27条の10を第27条の８とし，第27条の11を第27条の９とする。

第27条の９の次に次の２条を加える。

（女性と家庭の相談室）

第27条の10　生活安全部生活安全総務課に，女性と家庭の相談室を附置する。

２　女性と家庭の相談室は，次の業務に当たる。

⑴　ストーカー対策に関する企画及び調整並びにストーカー行為等の規則等に関する法律の施行に関すること。

⑵　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

⑶　警察の所管行政に関係する相談に関すること。

３　女性と家庭の相談室に，係を置く。

（女性と家庭の相談室長）

第27条の11　女性と家庭の相談室に，室長を置く。

２　室長は，上司の命を請け，室務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

第27条の12及び第27条の13を削る。

第32条中「，第27条の12」を削る。

第36条の２第２項中「第８条第４項から第６項まで」を「第８条第４項，第６項及び第７項」に改める。

第41条第３項中「同条第４項から第６項まで」を「同条第４項，第６項及び第７項」に改める。

第43条の見出し中「施設」を「交番等」に改め，同条中「臨時」を「，臨時」に改める。

第２条　茨城県警察組織規則の一部を次のように改正する。

別表第１中「

茨城県警察自動車警ら隊 つくば分駐隊	つくば市竹園１丁目

」を

「

茨城県警察自動車警ら隊 牛久分駐隊	牛久市下根町

」に改める。

別表第２中「

茨城県警察機動捜査隊 土浦分駐隊	土浦市立田町

」を

「

茨城県警察機動捜査隊 牛久分駐隊	牛久市下根町

」に改め，茨城県警察機動捜査隊取手分駐隊の項を削る。

別表第３中「

茨城県警察交通機動隊 竜ヶ崎分駐隊	竜ヶ崎市小通幸谷町

」を

「

茨城県警察交通機動隊 牛久分駐隊	牛久市下根町

」に改める。

（茨城県警察国有物品管理規則の一部改正）

第３条　茨城県警察国有物品管理規則（昭和39年茨城県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１様式その２中「竜ヶ崎署」を「竜ヶ崎署　牛久署」に改める。

（茨城県少年指導委員運営規則の一部改正）

第４条　茨城県少年指導委員運営規則（昭和60年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

竜ヶ崎	竜ヶ崎地区	竜ヶ崎警察署管内

を

竜ヶ崎	竜ヶ崎地区	竜ヶ崎警察署管内
牛　久	牛久地区	牛久警察署管内

に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第２条，第３条及び第４条の規定は，平成17年４月１日から施行する。

茨城県公安委員会規則第５号

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年３月17日

茨城県公安委員会委員長　　幡　谷　定　俊

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１鹿嶋の項中

神之池地区交番	鹿島郡神栖町	鹿島郡神栖町（水上交番の所管区を除く。）

を

神之池地区交番	鹿島郡神栖町	鹿島郡神栖町

に

改め，同表中

竜ヶ崎	牛久地区交番	牛久市栄町	牛久市

を

「

牛　久	牛久地区交番	牛久市栄町	牛久市
	阿見地区交番	稲敷郡阿見町	稲敷郡阿見町

」に

改め，同表土浦の項中

「

阿見地区交番	稲敷郡阿見町	稲敷郡阿見町
荒川沖地区交番	土浦市荒川沖西二丁目	土浦市中，中村西根，卸町一，二丁目，西根西一丁目，永国，大岩田，小岩田，烏山右籾，乙戸，荒川沖，乙戸南一，二，三丁目，小岩田東一（１，２，３番を除く。），二丁目，中村南一，二，三，四，五，六丁目，西根南一，二，三丁目，北荒川沖町，荒川沖西一，二丁目，中荒川沖町，荒川沖東一，二，三丁目

」を

「

荒川沖地区交番	土浦市荒川沖西二丁目	土浦市中，中村西根，卸町一，二丁目，西根西一丁目，永国，大岩田，小岩田，烏山右籾，乙戸，荒川沖，乙戸南一，二，三丁目，小岩田東一（１，２，３番を除く。），二丁目，中村南一，二，三，四，五，六丁目，西根南一，二，三丁目，北荒川沖町，荒川沖西一，二丁目，中荒川沖町，荒川沖東一，二，三丁目

」に

改める。

別表第２⑴鹿嶋の項中

「

知手浜交番	鹿島郡神栖町大字知手3428番地	神栖町知手中央一，二，三，四，五，六，七，八，九，十丁目，知手，奥野谷のうち奥谷浜，日川，深芝のうち深芝浜（水上交番の所管区を除く。），横瀬，東和田，南浜，水浜
水上交番	鹿島郡神栖町東深芝13番地	鹿島港内，神栖町東深芝，奥野谷（鹿島臨海鉄道東側）

」を

「

知手浜交番	鹿島郡神栖町大字知手3428番地	神栖町知手中央一，二，三，四，五，六，七，八，九，十丁目，知手，奥野谷のうち奥谷浜，日川，深芝のうち深芝浜（神之池地区交番の所管区を除く。），横瀬，東和田，南浜，水浜

」に

改め，同表中

「

竜ヶ崎	牛久駅前交番	牛久市牛久町290番地の９	牛久市牛久町，南一，二，三，四，五，六，七丁目，城中町，新地町，田宮町，田宮二丁目の一部，田宮三丁目，中央五丁目，刈谷町一，二，三，四，五丁目，遠山町，庄兵衛新田町
	佐貫駅前交番	竜ヶ崎市佐貫町一丁目101番地の１	竜ヶ崎市中島町，若柴町，川崎町，長山一，二，三，四，五，六，七，八丁目，松葉一，二，三，四，五，六丁目，小柴一，二，三，四，五丁目，佐貫町，佐貫一，二，三，四丁目，稗柄町，小通幸谷町，庄兵衛新田町，馴柴町，平台一，二，三，四，五丁目，中根台一，二，三，四，五丁目，門倉新田町，入地町，川原代町，久保台一，二，三，四丁目

を

」

「

竜ヶ崎	佐貫駅前交番	竜ヶ崎市佐貫町一丁目101番地の１	竜ヶ崎市中島町，若柴町，川崎町，長山一，二，三，四，五，六，七，八丁目，松葉一，二，三，四，五，六丁目，小柴一，二，三，四，五丁目，佐貫町，佐貫一，二，三，四丁目，稗柄町，小通幸谷町，庄兵衛新田町，馴柴町，平台一，二，三，四，五丁目，中根台一，二，三，四，五丁目，門倉新田町，入地町，川原代町，久保台一，二，三，四丁目
牛　久	牛久駅前交番	牛久市牛久町290番地の９	牛久市牛久町，南一，二，三，四，五，六，七丁目，城中町，新地町，田宮町，田宮町番外，田宮二，三丁目，中央五丁目，刈谷町一，二，三，四，五丁目，遠山町，庄兵衛新田町

に

」

改め，同表つくば中央の項中

「

松代交番	つくば市松代四丁目200番地の１	つくば市八幡台，大わし，春日一，二，三，四丁目，東新井，二の宮一，二，三，四丁目，西郷，北郷，西原，松代一，二，三，四，五丁目，西平塚，東平塚，下平塚，葛城根崎，苅間，原，西大橋，西岡，島，山中，新井，柳橋，大白硲，御幸が丘の一部，平，小野崎，手代木，松野木，上原，西大沼

を

」

「

松代交番	つくば市松代四丁目200番地の１	つくば市八幡台，大わし，春日一，二，三，四丁目，東新井，二宮の一，二，三，四丁目，西郷，北郷，西原，松代一，二，三，四，五丁目，西平塚，東平塚，下平塚，葛城根崎，苅間，原，西大橋，西岡，島，山中，新井，柳橋，大白硲，御幸が丘の一部，平，小野崎，手代木，松野木，上原，西大沼
つくば駅前交番	つくば市吾妻二丁目７番13	つくば市天王台一，二，三丁目，天久保一，二，三，四丁目，吾妻一，二，三，四丁目，竹園一，二，三丁目

に

」

改め，同表取手の項中

「

久保ヶ丘交番	守谷市久保ヶ丘一丁目19番地５	守谷市野木崎，立沢，大山新田，板戸井，大木，緑町一，二丁目，御所ヶ丘一，二，三，四，五丁目，久保ヶ丘一，二，三，四丁目，松前台一，二，三，四，五，六，七丁目，薬師台一，二，三，四，五，六，七丁目

を

」

「

久保ヶ丘交番	守谷市久保ヶ丘一丁目19番地５	守谷市立沢，大山新田，板戸井，大木，緑一，二丁目，御所ヶ丘一，二，三，四，五丁目，久保ヶ丘一，二，三，四丁目，松前台一，二，三，四，五，六，七丁目，薬師台一，二，三，四，五，六，七丁目
南守谷交番	守谷市けやき台二丁目19番	守谷市小山，高野，鈴塚，みずき野一，二，三，四，五，六，七，八丁目，けやき台一，二，三，四，五，六丁目，美園一，二，三丁目，乙子

に

」

改める。

別表第２⑵竜ヶ崎の項中

「

長沖駐在所	竜ヶ崎市長沖町	竜ヶ崎市長沖町，長沖新田町，須藤堀町，豊田町，北方町，羽黒町，高須町，大留町，南が丘一，二，三，四，五，六丁目
大和田駐在所	牛久市東大和田町	牛久市東猫穴町，東大和田町，中根町，下根町，猪子町
久野駐在所	牛久市久野町	牛久市久野町，奥原町，井ノ岡町，桂町，小坂町，島田町，正直町，福田町

を

」

「

長沖駐在所	竜ヶ崎市長沖町	竜ヶ崎市長沖町，長沖新田町，須藤堀町，豊田町，北方町，羽黒町，高須町，大留町，南が丘一，二，三，四，五，六丁目

」に

改め，同表竜ヶ崎の項の次に次のように加える。

牛　久	大和田駐在所	牛久市東大和田町	牛久市東猫穴町，東大和田町，中根町（常磐線西側），中根町番外，猪子町
	久野駐在所	牛久市久野町	牛久市久野町，奥原町，井ノ岡町，桂町，島田町，正直町
	上本郷駐在所	阿見町大字荒川本郷	阿見町住吉一，二丁目，うずら野一，二，三，四丁目，荒川本郷，阿見の一部
	実穀駐在所	阿見町大字実穀	阿見町実穀，福田，小池，上長，吉原
	君島駐在所	阿見町大字君島	阿見町君島，大形，石川，追原，香澄の里，塙，飯倉，上条，星の里，島津，南平台一，二，三丁目

別表第２⑵土浦の項中

「

山の荘駐在所	新治村大字本郷	新治村小高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷
上本郷駐在所	阿見町大字荒川本郷	阿見町荒川沖，荒川本郷，阿見（１，２，３区）
実穀駐在所	阿見町大字実穀	阿見町実穀，福田，小池，上長，吉原
君島駐在所	阿見町大字君島	阿見町君島，大形，石川，追原，塙，飯倉，上条，島津

」を

「

山の荘駐在所	新治村大字本郷	新治村大高，小野，東城寺，大志戸，永井，本郷

」に

改める。

別表第２⑶中

「

石岡警察署所在地	石岡市南台一，二，三，四丁目，大谷津，東石岡一，二，三，四，五丁目，東光台一，二，三，四，五丁目，旭台一，二，三丁目，東大橋，小井戸
つくば中央警察署所在地	つくば市天王台一，二，三丁目，天久保一，二，三，四丁目，吾妻一，二，三，四丁目，竹園一，二，三丁目

」を

「

石岡警察署所在地	石岡市南台一，二，三，四丁目，大谷津，東石岡一，二，三，四，五丁目，東光台一，二，三，四，五丁目，旭台一，二，三丁目，東大橋，小井戸

」に

改める。

別表第２⑷鹿嶋の項中

「

神之池地区交番所在地	神栖町神栖一，二，三，四丁目，大野原一，二，三，四，五，六，七，八丁目，深芝南一，二，三丁目，溝口，平泉，平泉外十二入会，木崎，田畑，息栖，深芝（深芝浜を除く。），居切（居切浜を除く。），堀割一，二丁目，鰐川，下幡木，筒井，賀，高浜，石神，芝崎，萩原，奥野谷（奥野谷浜及び水上交番の所管区を除く。）

」を

「

神之池地区交番所在地	神栖町神栖一，二，三，四丁目，大野原一，二，三，四，五，六，七，八丁目，大野原中央一，二，三，四，五，六丁目，深芝南一，二，三丁目，溝口，平泉，平泉外十二入会，木崎，田畑，息栖，深芝（深芝浜を除く。），居切（居切浜を除く。），堀割一，二，三丁目，鰐川，下幡木，筒井，賀，高浜，石神，芝崎，萩原，奥野谷（奥野谷浜を除く。），鹿島港内，東深芝

」に

改め，同表中

「

竜ヶ崎	牛久地区交番所在地	牛久市柏田町，女化町，岡見町，結束町，上太田町，栄町一，二，三，四，五，六丁目，中央一，二，三，四丁目，さくら台一，二，三，四丁目，神谷一，二，三，四，五，六丁目，田宮町二丁目（牛久駅前交番の所管区を除く。）

」を

「

牛　久	牛久地区交番所在地	牛久市柏田町，上柏田一，二，三，四丁目，女化町，岡見町，結束町，上太田町，栄町一，二，三，四，五，六丁目，中央一，二，三，四丁目，さくら台一，二，三，四丁目，神谷一，二，三，四，五，六丁目，中根町（常磐線東側），下根町，東大和田町番外，小坂町，福田町
	阿見地区交番所在地	阿見町阿見（上本郷駐在所の所管区を除く。），岡崎一，二，三丁目，青宿，若栗，鈴木，廻戸，大室，曙，掛馬，竹来，中央一，二，三，四，五，六，七，八丁目

に

」

改め，同表土浦の項中

「

阿見地区交番所在地	阿見町阿見（１，２，３区を除く。），青宿，若栗，鈴木，廻戸，大室，曙，掛馬，竹来，中央一，二，三，四，五，六，七，八丁目
荒川沖地区交番交番所在地	土浦市中，中村西根，永国，荒川沖，右籾２，３，４区，乙戸，乙戸南一，二，三丁目，中村南一，二，三，四，五，六丁目，西根南一，二，三丁目，北荒川沖町，荒川沖西一，二丁目，中荒川沖町，荒川沖東一，二，三丁目

を

」

「

荒川沖地区交番交番所在地	土浦市中，中村西根，永国，荒川沖，右籾２，３，４区，乙戸，乙戸南一，二，三丁目，中村南一，二，三，四，五，六丁目，西根南一，二，三丁目，北荒川沖町，荒川沖西一，二丁目，中荒川沖町，荒川沖東一，二，三丁目

に

」

改め，同表取手の項中

「

守谷地区交番所在地	守谷市守谷甲，松並，百合ヶ丘一，二，三丁目，本町，小山，赤法化，同地，高野，大柏，鈴塚，みずき野一，二，三，四，五，六，七，八丁目，けやき台一，二，三，四，五，六丁目，松ヶ丘一，二，三，四，五，六，七丁目

を

」

「

守谷地区交番所在地	守谷市守谷甲，ひがし野一，二，三丁目，松並，百合ヶ丘一，二，三丁目，本町，赤法化，同地，大柏，松ヶ丘一，二，三，四，五，六，七丁目，野木崎

に

」

改める。

附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（人　事　委　員　会）

職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年３月17日

茨城県人事委員会委員長　　江　　橋　　湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第５号

職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和52年茨城県人事委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第42条第２項中「90日」を「６月」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第42条第２項の規定は，この規則による改正前の職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第42条第２項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

告　　示

茨城県告示第320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市大字戸頭字大明神1118番地１　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第６条第１項）

平成16年11月４日

イ　変更した事項

（変更前）

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社エルドア	東京都渋谷区恵比寿１－19－15ウノサワ東急ビル６Ｆ	神　谷　謙　二
株式会社慶泉	東京都中央区新川１－６－１アステート茅場４Ｆ	小　泉　清　子
有限会社イレイン	千葉県柏市柏２－９－13サンオークビル２Ｆ	端　田　　玲
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬１－５－１	辻　　善　則

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬１－５－１	中下善昭
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬１－５－１	木村保
株式会社コックス	東京都江東区新大橋１丁目８番11号	荻原久示
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区外神田６丁目５番３号	菅田茂
株式会社錦	愛知県名古屋市中村区名駅２丁目45番19号	西尾遼一
株式会社テンファッションズ	大阪府大阪市西成区１丁目７番31号	古川昭治
タダチ株式会社	千葉県千葉市稲毛区黒砂２丁目13番10号	忠地克利
株式会社きょうしん	群馬県前橋市千代田町五丁目10番６号	小山昌人
株式会社ワッツ	大阪府大阪市中央区城見１丁目４番70号	近石弘

⑶　届出年月日

平成16年10月22日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第321号

次のように保安林の指定をする予定であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋本　昌

１　指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町相川字天神山645番い

２　指定の目的

干害の防備

３　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

㈠　主伐に係る伐採種は，定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成17年３月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋本　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　長岡大洗線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
東茨城郡茨城町大字中石崎字八丁田532番２地先から 東茨城郡茨城町大字中石崎字宮前379番１地先まで	旧	メートル 最大　12.0 最小　4.5	メートル 192	
	新	最大　38.0 最小　8.0	192	交差点改良

茨城県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成17年３月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　一般国道

2　路　線　名　355号

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
石岡市大字染谷字小溝50番５から 石岡市大字染谷字小溝68番５まで	旧	メートル 最大　20.0 最小　18.0	メートル 94	
	新	最大　34.0 最小　18.0	94	管理界変更

茨城県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成17年３月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道　路　法　県道　日立いわき線

2　供用開始の区間　日立市滑川本町４丁目１番地先から
日立市滑川本町４丁目１番地先まで

3　供用開始の期日　平成17年３月17日

茨城県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成17年３月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道　路　法　一般国道　355号

2　供用開始の区間　石岡市大字染谷字小溝50番５から
石岡市大字染谷字小溝68番５まで

3　供用開始の期日　平成17年３月17日

茨城県告示第326号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので，同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　取手つくば線

3　区　　間　（下り線）
つくば市苅間551番から
つくば市苅間1205番まで
（上り線）
つくば市苅間1205番から
つくば市苅間1244番まで
（上下線）
つくば市苅間1244番から
つくば市苅間1273番まで
（上り線）
つくば市苅間1273番から
つくば市下平塚540番１まで
（上下線）
つくば市下平塚540番１から
つくば市西平塚490番２まで
（上下線）
つくば市苅間1225番１から
つくば市下平塚1011番１まで

茨城県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により次の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第２項で準用する同法第62条第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称
水戸市

２　都市計画事業の種類及び名称
平成８年茨城県告示第1408号
水戸・勝田都市計画道路事業
３・３・30号　赤塚駅水府橋線
３　事業施行期間
平成８年12月12日から
平成19年３月31日まで
４　事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により次の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第２項で準用する同法第62条第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称
水戸市
２　都市計画事業の種類及び名称
平成13年茨城県告示第1385号
水戸・勝田都市計画道路事業
３・４・189号　泉町天王町線
３　事業施行期間
平成13年12月25日から
平成19年３月31日まで
４　事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称　行方郡麻生町
２　都市計画事業の種類及び名称
麻生都市計画下水道事業
麻生町公共下水道
３　事業施行期間　平成２年12月21日から
平成22年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分　　変更なし

⑵　使用の部分　　変更なし

茨城県告示第330号

那珂市長から平成17年２月25日付けで協議の申請のあった門部一本松地区土地改良事業（農業用用排水施設整備）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により平成17年３月４日適当と決定した。

なお，関係種類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県常陸太田土地改良事務所長　　萩　島　利　孝

１　縦覧に供する書類

門部一本松地区土地改良事業（農業用用排水施設整備）計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年３月18日から

平成17年４月15日まで

３　縦覧の場所

那珂市役所

茨城県告示第331号

つくば市長市原健一から平成17年２月２日付けで協議のあった上原地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により平成17年３月２日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県土浦土地改良事務所長　　桜　井　　博

１　縦覧に供する書類

上原地区土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年３月18日から

平成17年４月15日まで

３　縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

茨城県告示第332号

下妻市長から平成17年３月１日付けで施行協議のあった若柳東地区土地改良事業（基盤整備促進事業・農道整備）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により平成17年３月３日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県下館土地改良事務所長　黒　須　拓　美

1　縦覧に供する書類

若柳東地区土地改良事業（基盤整備促進事業・農道整備）

計画書の写し

2　縦覧の期間

平成17年３月18日から

平成17年４月15日まで

3　縦覧の場所

下妻市役所

茨城県告示第333号

石下町長から平成17年２月21日付けで施行協議のあった小保川地区土地改良事業（基盤整備促進事業・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により平成17年３月３日適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県下館土地改良事務所長　黒　須　拓　美

1　縦覧に供する書類

小保川地区土地改良事業（基盤整備促進事業・かんがい排水）

計画書の写し

2　縦覧の期間

平成17年３月18日から

平成17年４月15日まで

3　縦覧の場所

石下町役場

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第６条第１項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので，同法第７条の２第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木けいいち後援会	滝　昌二	鈴木敦子	北茨城市華川町上小津田296	17．２．８
河内町合併推進住民の会	秋山義継	草川一夫	稲敷郡河内町長竿259番地	17．２．14
豊田弘俊後援会	豊田弘俊	豊田弘俊	北茨城市中郷町粟野30－11	17．２．15
蛭田千香子後援会	蛭田千香子	蛭田千香子	北茨城市中郷町上桜井1590－２	17．２．15
飯田稔後援会	根本新一	飯田恒子	稲敷郡桜川村大字須賀津953番地３	17．２．15

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党茨城県第４区総支部	髙野　守	吉澤光雄	ひたちなか市市毛1077	17．２．18
城里町を良くする会	大越止男	鯉渕勇雄	東茨城郡城里町石塚1147－２	17．２．21
たかの秀機後援会	清水澄夫	佐藤重孝	那珂郡東海村須和間1296番地５	17．２．22
松川としお後援会	上神谷英典	山形雄一	北茨城市磯原町豊田１－53	17．２．28

茨城県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第７条第１項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので，同法第７条の２第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大津晴也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自民党茨城県コンクリート製品協同組合支部	弓削徳衛	蛭田和夫		17．２．１
旧		千代忠幸	弓削徳衛		
新	高崎修一後援会		山田康裕	日立市幸町２－13－６	17．２．１
旧			久賀谷康成	ひたちなか市勝田本町２－39	
新	自由民主党内原支部				17．２．７
旧	自由民主党内原町支部				
新	栗山昭子後援会			古河市本町４丁目９－８	17．２．９
旧				古河市原町８－36	
新	自由民主党岩間支部	上野　眞	鈴木裕士	西茨城郡岩間町福島550	17．２．10
旧		小松崎　一	大峰美智子	西茨城郡岩間町押辺1166	
新	茨城県薬種商政治連盟	木内綾子			17．２．10
旧		椎名　武			
新	金長義郎後援会			東茨城郡城里町石塚2336－１	17．２．14
旧				東茨城郡城里町錫高野2459	
新	道真会		高梨　悟		17．２．14
旧			石堀正則		
新	中山一生後援会〈中山会〉				17．２．16
旧	中山利夫後援会〈中山会〉				
新	ふじい孝幸を励ます会			稲敷郡阿見町中央２－４－19	17．２．18
旧				稲敷郡阿見町若栗1778－24	
新	桧山せつお後援会	藤岡政美			17．２．18
旧		桧山節男			
新	茨城県環境政治研究会	手塚保夫			17．２．22
旧		池田博忠			

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	高橋主計後援会	長瀬一元			17．２．22
旧		滝　積善			
新	心武館仙心塾	湯原勝博	篠崎秀樹		17．２．28
旧		宮本裕紀	石川寿生		
新	心武館徳心塾	岩上勇一	川島行雄		17．２．28
旧		馬渕秀和	津田勝雄		
新	政治結社心武館健山会				17．２．28
旧	政治結社心武館筑波健山塾				

茨城県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第１項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので，同条第３項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯田稔後援会	糸賀敬助	高須定善	稲敷郡桜川村大字須賀津953番地３	17．２．15
政治結社大日本友和同志會茨城支部	宮本　学	宮本　登	つくば市飯田264	17．２．16
桧山せつお後援会	藤岡政美	宗像　浩	日立市河原子町１－１－１	17．２．18
大野政経研究会	大野喜男	横田修美	牛久市桂町247－２	17．２．23

茨城県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので，同法第19条の２第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

	届出者氏名(代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	沼田明博	日立市議会議員			17．２.18
旧		十王町議会議員			

茨城県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので，同法第19条の２第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

届出者氏名（代表者氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大　野　喜　男	牛久市長	大野政経研究会	牛久市桂町247－２	17．２．23

茨城県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第３項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出が次のようにあったので，同法第19条の２第１項の規定により告示する。

平成17年３月17日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

届出者氏名（代表者氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤　岡　政　美	日立市議会議員	桧山せつお後援会	日立市河原子町１－１－１	17．２．18

公　　告

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を変更した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦覧に供する書類

変更後の県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年３月18日から平成17年４月15日まで

３　縦覧の場所

土浦土地改良事務所

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）につき計画を変更した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　縦覧に供する書類

変更後の県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年３月18日から平成17年４月15日まで

３　縦覧の場所

土浦土地改良事務所

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用排水）につき計画を廃止した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　縦覧に供する書類

県営豊里南部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用排水）計画書の写し

2　縦覧の期間

平成17年３月18日から平成17年４月15日まで

3　縦覧の場所

土浦土地改良事務所

◉公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　測量機関　利根川上流河川事務所
2　作業の種類　公共測量（２級基準網整備）
3　作業期間　平成16年12月８日から平成17年３月31日まで
4　作業地域　茨城県利根川沿川地域

1　測量機関　利根川上流河川事務所
2　作業の種類　公共測量（定期縦断測量）
3　作業期間　平成16年10月１日から平成17年３月25日まで
4　作業地域　茨城県利根川沿川地域

◉大洗港港湾関連用地土地利用事業者の公募について

大洗港港湾関連用地を売却し，又は貸し付けるので，その相手方を次のとおり公募する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　本件土地の概要

所在及び地番	地　目	面　積（㎡）	参考売却価格（円／㎡）	参考貸付単価（年額）（円/㎡）
大洗町港中央11番２	雑種地	25,417	33,000	1,320

2　価格

⑴　売却の場合

申込者の希望価格（購入申込書に記載された希望価格）を参考に決定する。ただし，参考売却価格を下回らないものとする。

⑵　貸付けの場合

申込者の希望価格（借受申込書に記載された希望価格）を参考に決定する。ただし，参考貸付価格を下回らないものとする。

３　貸付期間（貸付けの場合に限る。）

10年以上20年以下の期間（事業用借地権（借地借家法（平成３年法律第90号）第24条第１項に規定する借地権をいう。）を設定）とする。

４　売却又は貸付けの条件等

大洗港港湾関連用地利用事業者公募要項（以下「公募要項」という。）に定めるところによる。

５　本件土地に設置できる施設の種類

茨城県の管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における構築物の規制に関する条例（昭和40年茨城県条例第４号）に定める商港区の用途に合致すること。

６　申込期間

平成17年３月17日（木）から平成17年３月31日（木）までの午前９時から午後４時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条第１項）に規定する休日を除く。）

７　公募要項の配布場所及び申込先

茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県土木部港湾課（電話029－301－4521）

◉都市計画事業の施行者の名称等

日立都市計画道路事業については，平成17年３月10日付関東地方整備局告示第74号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年３月17日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

３・４・101号　木崎稲木線

３・６・73号　広町真渕下線

３・６・79号　停車場増井線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

取手都市計画道路事業については，平成17年３月10日付関東地方整備局告示第75号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

３・１・46号　守谷・伊奈・谷和原線

２　施行者の名称　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字小堤字西新地285番４，同番５

２　事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町８番地８

株式会社　セブン－イレブン・ジャパン

代表取締役　山　口　俊　郎

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町大字上吉影字南原740番59

２　事業主の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目１番28号

株式会社コメリ

代表取締役　捧　　賢　一

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市猪子町字五十塚891番２

２　事業主の住所及び氏名

牛久市猪子町字五十塚896番地

医療法人社団　常仁会

理事長　種子田　吉　郎

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市諏訪町字五本榎3002番13（第１工区）

2　事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丁210－１

株式会社　下妻不動産

代表取締役　堀　越　一　雄

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市諏訪町字五本榎3002番14（第２工区）

2　事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丁210－１

株式会社　下妻不動産

代表取締役　堀　越　一　雄

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第111号	平成17年３月７日	小林　和子 佐谷　秀子 小林　美子 西野　峰子	西茨城郡友部町旭町333番地 牛久市神谷二丁目10番地５ 西茨城郡友部町鯉渕6321番地10 西茨城郡友部町八雲二丁目12番27号	西茨城郡友部町大字旭台335番11，同番19	メートル 6.05	メートル 68.49

◉都市計画法による命令

次の建築物は，都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定に違反しているので，平成17年３月７日付けで，同法第81条第１項の規定に基づき同建築物の使用禁止を命じた。

平成17年３月17日

茨城県知事　橋　本　昌

1　命令を受けた者の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字日川4502番２

株式会社三信工業　代表取締役　荒木　弘文

2　所　　在　　鹿島郡神栖町大字横瀬字横瀬840番25

３　用　　途　　倉庫

４　構造・規模　　鉄骨造・１階建　延べ面積　約444平方メートル

正　　誤

平成16年12月21日付け茨城県報号外第175号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から３	別表知事の項中	別表中

平成17年３月10日付け茨城県報第1652号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から22	大字守谷字御茶屋下及び字法花坊の各一部	ひがし野三丁目の一部
16	上から28	大字守谷字御茶屋下及び字法花坊の各一部	ひがし野三丁目の一部

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）